

入湯税の申告納入期限の特例に関するお知らせ

令和 8 年（2026 年） 9 月

白馬村役場税務課

入湯税の特別徴収義務者の皆様の申告・納入事務の負担軽減を図るため、村税条例の一部を改正し、宿泊税と同様に、入湯税についても「申告納入期限の特例制度」を設けました。

この制度は、一定の要件を満たす特別徴収義務者について、申告納入期限の特例の適用を受けることにより、3 か月分の入湯税をまとめて申告・納入することができる制度です。特例の適用を受けた場合の申告・納入は、3 月、6 月、9 月、12 月の末日の年 4 回になります。

本制度は、令和 9 年 1 月分の入湯税に係る申告・納入から運用を開始します。

特例制度の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。適用要件や申請手続等を次のとおりお知らせしますので、特例の適用を希望される場合は、期限までに申請してください。

申告納入期限の特例とは

入湯税の申告納入は、原則、毎月行っていただく必要がありますが、一定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例の適用（申請に基づく指定）を受けることで、徴収した入湯税について 3 か月分をまとめて申告納入を行っていただくことができます。

特例の適用対象月	特例の適用を受けた場合 の申告納入期限	特例適用の申請期限 （適用を開始する月の前々月末日）
1 月、2 月、3 月申告納入分 （12 月、1 月、2 月入湯分）	3 月末日	11 月末日
4 月、5 月、6 月申告納入分 （3 月、4 月、5 月入湯分）	6 月末日	2 月末日
7 月、8 月、9 月申告納入分 （6 月、7 月、8 月入湯分）	9 月末日	5 月末日
10 月、11 月、12 月申告納入分 （9 月、10 月、11 月入湯分）	12 月末日	8 月末日

○ 特例の適用要件

- ① 適用を受けようとする年度の初日の属する年（適用年）の前々年の 12 月から前年の 11 月までの当該鉱泉浴場における入湯税の納入すべき金額の合計額が 180 万円以下であること。

② 適用年の前年の 1 月 1 日前に当該鉱泉浴場の経営を開始し、かつ、条例第 149 条の規定による経営申告を行っていること。

③ 適用年の前年の 1 月 1 日以後に入湯税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他入湯税の申告が適正に行われていると認められること。

④ 村税に係る徴収金を滞納していないこと。

⑤ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から入湯税の徴収の確保に支障がないと認められること。

申請手続

特例の適用を希望する場合は、「入湯税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書（様式第 107 号）」により申請してください。

○ 申請期限

適用を開始しようとする月（1 月、4 月、7 月、10 月のいずれかの月）の前々月末日

○ 申請先

白馬村役場税務課

○ 申請に当たっての注意点

- ・ 特例の適用を受けた場合は、その取消しが無い限り、次年度以降も特例の適用が継続されます
- ・ 特例の適用については、村から通知する指定通知書に記載された「特例が適用されることとなる年月」からとなり、特例が適用される年月までは原則どおり毎月の申告納入が必要になります

例)

・ 令和 8 年 11 月末日までに特例の適用を申請

・ 村からの指定通知書に「令和 9 年 1 月申告納入分（令和 8 年 12 月入湯分）」適用と記載

⇒ 令和 8 年 11 月申告納入分（令和 8 年 10 月入湯分）は、令和 8 年 11 月末日までに申告納入（原則どおり）

⇒ 令和 8 年 12 月申告納入分（令和 8 年 11 月入湯分）は、令和 8 年 12 月末日までに申告納入（原則どおり）

⇒ 令和 9 年 1 月申告納入分（令和 8 年 12 月入湯分）は、令和 9 年 3 月末日までに申告納入（特例適用、令和 9 年 2 月及び 3 月申告納入分と合わせて申告納入）

○ 指定の取消し

特例の適用要件を満たさなくなると認められる場合は、村から指定取消通知書を通知します。指定が取り消された場合、原則どおり毎月の申告納入が必要です。

○ 令和 8 年度における申告納入期限の特例

特例の適用を希望する場合は、**令和 8 年 11 月末日までに申請**してください。

令和 8 年（2026 年）						令和 9 年（2027 年）					
7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
		毎月の申告納入									
			特例適用申請		承認			特例適用			
						3 か月分の申告納入					
								期限	3 か月分の申告納入		
											期限

入湯税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書（様式第 107 号）

○ 記載例

様式第 107 号（第 32 条関係）

入湯税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書				
白馬村長 宛		1 令和 年 月 日		
		2 特別徴収義務者		
		住（居）所 白馬村大字城 3-12		
		（所在地）		
		氏 名 村男観光 合同会社		
		（法人名）		
		（電話番号 0261-85- ）		
白馬村税条例第 145 条第 4 項の規定により、入湯税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用を受けたいので下記のとおり申請します。				
記				
3	鉾泉浴場	所在地	白馬村大字城 4-11	
		名称	ムラオホテル むらおの湯	
4	前々年の 12 月から前年の 11 月までの入湯に係る入湯税の納入すべき金額の合計額		500,000 円	
5	経営開始年月日		平成 年 月 日	
6	鉾泉浴場の経営開始申告書の提出年月日		平成 年 月 日	
7	入湯税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定	有 ・ 無	決定年月日	年 月 日
8	村税に係る徴収金の滞納		有 ・ 無	

○ 記載要領

① 「年月日」欄

- ・ 申請書の提出年月日を記載してください。

② 「特別徴収義務者」欄

- ・ 登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。

③ 「鉱泉浴場」欄

- ・ 鉱泉浴場の所在地及び名称を記載してください。

④ 「前々年の 12 月から前年の 11 月までの入湯に係る入湯税の納入すべき金額の合計額」欄

- ・ 以下の金額を記載してください。

令和 8 年度申請において記載する金額
令和 6 年 12 月から令和 7 年 11 月までの入湯に係る入湯税の納入すべき金額の合計額

⑤ 「経営開始年月日」欄

- ・ 鉱泉浴場の営業を開始した日を記載してください。

⑥ 「鉱泉浴場の経営開始申告書の提出年月日」欄

- ・ 「鉱泉浴場の経営開始申告書（様式第 108 号）」を提出した日（申請書の右上に記載した年月日）を記載してください。

⑦ 「入湯税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定」欄

- ・ 適用年の前年の 1 月 1 日以後において、加算金の決定を受けていない場合は、「無」に○をしてください。

⑧ 「村税に係る徴収金の滞納」欄

- ・ 申請日時点で村税（入湯税に限りません。）の滞納がない場合は「無」に、ある場合は「有」に○をしてください。村税の滞納がある場合は、特例の適用を受けることができません。

手続きの受付窓口・お問い合わせ先

399-9393

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

白馬村役場 税務課 課税係

TEL 0261-85-0712（直通）

FAX 0261-72-7001

E-Mail : zeimu@vill.hakuba.lg.jp